

令和5年度 第6回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年9月8日（金）

午後 14時00分～15時31分

場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 11名

（会場参加）

上原 亀一	会長	赤嶺 博之	委員	大城 和夫	委員
当真 聡	委員	八前 隆一	委員	新立 弘子	委員
天方 徹	委員	城間 恒浩	委員		

（Web参加）

池田 博	委員	大谷 健太郎	委員	藤田 喜久	委員
------	----	--------	----	-------	----

（事務局職員） 2名

紫波 俊介	（主任書記）	秋田 雄一	（主任書記）
-------	--------	-------	--------

（漁業取締船はやて船長）

古屋 慎一

○事務局（秋田） こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより第6回沖縄海区漁業調整委員会開催させていただこうと思います。

伊良波委員が出席のご連絡をいただいているんですが、まだ会場には見えておりませんが、恐らく今、向かっていらっしゃると思いますので、始めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（紫波） みなさん、改めましてこんにちは。

定刻となりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まずは、資料の確認です。

本日の資料は、議事次第、議案書と議案に対する添付資料用が2種類の、合計4種類でございます。不足がありましたら、お申しつけください。

それと、いつものお約束ごとです。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、ご意見ありませんでしょうか。不都合がある方があれば、画面共有して進行していきたいと思えます。なければ、画面共有しないで進行したいと思えます。

では、ただいまより、令和5年度第6回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には現在、上原会長、赤嶺委員、大城委員、当真委員、八前委員、新立委員、城間委員、天方委員の8名にお越しいただいております。ウェブでは、池田委員、大谷委員、藤田委員の3名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し11名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。

上原会長、よろしく願いいたします。

○上原議長 皆さん、こんにちは。

これより議案審議を進めさせていただきたいと思えます。

本日の議案は2題ございます。協議事項が1題提案されてございます。ご審議をお願いいたします。また、報告事項が3題予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

議事に先立ちまして、本日の議事録署名人のご指名をさせていただきます。本日の議事録署名人に、大城委員と城間委員のお二方に議事録署名人をお願いしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原議長 それでは、早速議案のほうに入ります。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） どうぞよろしく申し上げます。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、議案書の1ページからと、それから1号議案関係の添付資料をご覧になってください。

今回、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき、今年度再承認を受けた魚礁のうち、流失後の再敷設が2基、更新に伴う再敷設が2基あります。

また、本指示第5により、6月30日までに再承認を受けるべきであったものの、申請が遅れていた4基について、再承認申請が提出されておりますので、これらについてご審議願います。

議案書1ページの下の部分には、委員会指示の抜粋がございます。あわせてご確認ください。

では、全体の流れを少し確認させていただきますので、議案書2ページをお開きください。

今回申請がありましたもののうち、流失による再敷設というのが、与那城町漁協と知念漁協から上げられてきております。これをフロー図のほうで見ていくと、敷設承認の下の流出による再敷設というところで、これらの場合、同じ型を同じ場所に敷設したい。それで、令和5年4月から10月に流失ということなので、新規扱いで承認を受けることになります。

それから、久米島町の更新の部分についても、新規の敷設ということで、同じ場所に同じ型を再敷設する計画となっております。

それから、承認申請が遅れていました国頭漁協の4基についても、このフロー図の右のほうですね、再承認の手続が、同じブロック内での協議書を添えて申請がありましたので、その4基についてご審議いただきたいと思っております。

議案書3ページのほうに、今回申請が上がってきた合計8基の敷設予定位置であったり、資料の確認状況が一覧となっております。

上から順に、知念漁協の知7号についてですが、今年4月の委員会で承認を受けたものの、6月5日に流失して、礁体はその後回収され、再敷設ということになっております。礁体の資料が、添付資料の1ページにございます。これについては設置したものの事後承認という形になりますが、既に承認を受けていたものを再度同じ場所に、灯火なんかもそのままで設

置しております。

2つ目の与那城町漁協のものが、添付資料の2ページに構造図が載って
いまして、同じく添付資料3ページに地図上での位置、4ページが礁体全
体の写真等、その下に、参考に過去に同じ型を投入した際のアンカーの、
今回構造図の中でアンカーは土のうを使うというふうに説明があつて、あ
まり前例がないものだったので、事務局のほうでちょっと漁協にどんなも
のかというのを確認しました。このような土のうを約100体連結して、そ
れにロープを通して投入するというものです。これが、与那城町漁協の第
1号。

続いて、久米島町の久米島町3番、4番、こちら中層型になるんですが、
資料が5ページから7ページにあります。こちらは、メーカーが入れる中
層魚礁で、ほぼ同じ位置に、町の事業で既存のものを更新する形で入れ替
える形になります。

それから、下の再承認の4基、いずれも国頭漁協なんですけれども、表
中層の1基と中層が3基になっております。これらの資料が、添付資料の
8ページからになっております。

ただ、8ページのほうを見ていくと、中層4号は、礁体の位置が随分浅
くて、11メートルということで、これが本当に11メートルに入っているの
かというのを、事務局のほうで漁協に確認してみました。参考に、昨年提
出があつた資料も、一番最後のページに載っています。昨年は、一応49.9
メートルの位置に礁体を確認されていて、通常ですと、中層型というのは
これぐらいの、50メートル程度の水深に設置されているものが多いんです
が、10メートルというのはかなり浅いので、ひょっとしたらこの礁体の魚
探の写真は、間違ったものを写していた可能性があるのではないかという
ことなんです。それ以降、流出届もありませんし、順調に操業されてい
るといふことなので、恐らく昨年撮った50メートルぐらいの位置にそのま
まあるのではないかと思います。

続いて、添付資料の9ページ、10ページは、同じく中層の5号と9号の
写真になっておりまして、最後、11ページ、12ページのほうに表中層の写
真があります。こちら、本来ですと、今、写真に写っている礁体は表中
層型なので、海の中に沈んでいってしまうものになっています。このロー
プの先に、本体が沈んだ後も表層に残る部位があるんですけれども、そち
らの写真をちょっと漁協様のほうで撮りそびれてしまったようで、ただ、
そちらには反射板とか灯火とかは設置されているというふうに伺っている
んですが、写真の撮り方については、今後事務局のほうで指導をしていき

たいと考えております。

以上8基について、再敷設承認についてのご審議を願います。

○上原議長 ただいま、第1号議案についての説明がありました。

この点について、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いをしたいと思います。

○大城委員 いいですか、お願いします。

○上原議長 はい、大城委員。

○大城委員 2ページの土のうって、普通はアンカーなんですけれども、土のうというものでやって、実物見られましたか。

○事務局（秋田） 添付資料の下に、ごめんなさい、ページ数が振っていないんですけれども、4ページになります。写真が。

○大城委員 写真で見ると、何か硬いものじゃなくて、我々の経験からすると、ビニール等のちょっと、ゴムなのか、入れ物、果たして耐久性があるかというあれで、地元の方は、それ何回も経験した例があるんですかね、詳しいことを聞いている。

僕、初めて見るんですが、この土のうでアンカー代わりにするというのが。ちょっとその辺が、地元の方がずっと前から経験しているんであれば、まあまあいいんですけれども、ちょっと何か心配というか、そういうのがちょっとあるんですけれども、どんなですかね。立ち会ってみたとか、現物とか、そういった細かい話、聞いていませんか。

○上原議長 事務局、お願いします。

○事務局（秋田） 事務局のほうで、漁協の担当者の方にお話を伺いました。

地元のほうでは、土のうを使ったアンカーというのを過去からずっと使っているようで、添付している写真も、3年前の設置の際に撮った写真を、今回探してきてもらって添付しております。

このような土のうを使ったアンカーで、今のところ、アンカーが原因で流失したような事例というのはないというふうに伺っています。昨年流出したのも、土のうの結び目ではなくて、かなり表層のほうで切れたものが流れてしまったというふうに伺いました。

地元では、コストの面と利便性からどうしてもこのやり方がいいということをやっているようで、特段問題がなければ、これでやらせていただきたいというふうに伺っております。

○大城委員 はい、ありがとうございます。

○上原議長 ほかがございませんか。

- 新立委員 意見じゃないんですけれども、いいですか、会長。
- 上原議長 新立委員、どうぞ。
- 新立委員 意見じゃないんだけど、この土のうというのは、アンカーになっているんですよね。
- 事務局（秋田） はい。
- 新立委員 これのロープが切れた場合は、土のうはそのまま海底にあるんですか。
- 事務局（秋田） そうですね。
- 新立委員 この袋がナイロンなのか、どういうものなのか。
- 事務局（秋田） すいません、土のうの材質まではちょっと伺っていないんですが、見る限り、一般的に防災用で使うような黒い、白いものはすぐ風化して破れちゃうと思うんですけれども、割と耐久性のあるほうの土のうかなというところまでしか、ちょっとごめんなさい、分かりません。
- 新立委員 分かりました。
- 上原議長 赤嶺委員から、ちょっと補足してもらいます。
- 赤嶺委員 この土のうは厚みもあるんですよ。自分たちもモズク用で打込みアンカー、これ使っているんで。大体これ1杯いれたら、50キロ以上入るんじゃないかな。
- 上原議長 強度はある程度あるわけ。
- 赤嶺委員 劣化もあまりやらないですよ。大丈夫です。
- 上原議長 はい、ありがとうございます。
ほかございませんか。
はい、池田委員。
- 池田委員 国頭漁協の4号は、これ、浮体はマイナス11メートルというのはあり得ないと思うんですけれども、許可をするにしても、再度これ、写真の撮り直しというのを検討されたほうがいいのではないのかなと思うんですけれども、事務局さん、どうでしょうか。
- 事務局（秋田） ありがとうございます。事務局のほうとしても、漁協には、場合によっては再調査をお願いするということは伝えておりますので、現地で操業の際にでも、再度水深を確認するように指示したいと思います。ありがとうございます。
- 池田委員 よろしくお祈いします。
- 上原議長 ほかございませんか。
特にご質問等ないようでございますので、第1号議案についてお諮りを

したいと思います。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、流失後の再設置が2基、更新に伴う再敷設が2基、あとは更新の再承認の4基について、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することにいたします。

[第2号議案 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について]

○上原議長 次に、第2号議案 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局(秋田) よろしくお願ひします。

第2号議案 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題についてです。

令和5年11月に佐賀県で開催される標記の会議において、本県からは昨年に続き、太平洋クロマグロの適正な資源管理について、日台漁業取決めの見直しについて、日中漁業協定の見直しについて及び違法操業の取締強化に向けた対応についての4件について、国への提案議題として提出する予定です。

つきましては、これらの議題についてご審議願ひします。

議案書の7ページをご覧ください。

この国への要望についてなんですが、各海区のほうからブロックごとに一旦取りまとめをして、それを中央要望ということで、全国海区から国の省庁なんかに毎年応募をしているものです。

参考に載せている7ページの留意点というのが、赤線をしておりますように、「要望事項については、原則として漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業に関する問題」とあって、本県単独の要請ではなくて、九州ブロックから提出するものなので、九州全体で問題になり得るような議案を提案しております。

今年度も、議案書8ページから11ページにあります4題について、昨年

と同じ内容で提案させていただく予定であります。

この提案した議案についての回答が、翌年省庁から回答されるんですけども、前年度同じ内容で要請した結果が、ちょうど先週、全国海区のほうから報告がありました。それが、本委員会の議案書の報告事項3、議案書の42ページ以降に添付しております、前年度の要望に対する回答なんですけど、今年度上げる要望と同じ内容の要望をしておりますので、この回答の状況と突き合わせながら、今年度の要望について説明していきたいと思っております。

まず、議案書8ページの太平洋クロマグロの適正な資源管理について、こちらは、報告3の49ページに対応する昨年の回答があります。

要望内容は、1番、漁獲枠の配分について、漁業種類別の配分及び留保の配分を見直すことと、直近年の漁獲実績を反映した配分に見直し、マグロはえ縄漁業や沿岸漁業への配分を十分に確保すること。

これに対する水産庁の回答が、49ページ、赤でマーカーしたところにあります。右下の段の回答状況等というところで、新規のマークがついているのが、前年から回答が変わったものです。水産庁の回答として、ご指摘のとおり、太平洋クロマグロの資源は順調に回復しており、次回の太平洋クロマグロの資源評価が行われる2024年、来年ですね、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう努力していきたいといったような、新規のコメントが寄せられております。

それから、要望の2番目、経営安定対策の拡充について、マグロはえ縄や一本釣り漁業者等が行う漁具改良や放流作業について、支援策の拡充を図ること。

こちらが、52ページのほうに回答があります。本県でも漁獲枠いっぱいになった後の放流作業というのは、皆さん大変苦労されているところで、ぜひこれも対応いただきたいところなんですけど、回答としては、去年から同じような継続という形になっていて、要請した内容も、左側のウの数量管理に当たり、やむを得ず放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取扱いについて、海上保安部と情報共有し理解を得ることということで要望しておりますが、回答としては、前年に引き続いたものとなっております。

それから、続いて要望の2つ目ですね。9ページのほう、日台漁業取決めの見直しについて、こちらは、回答が63ページ、64ページにあります。

要望の1つ目が、取決め適用水域から次の水域を除外すること、①東経125度30分より東の水域、②八重山北方三角水域、2番、我が国の経済水

域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと、また、違反操業を行う台湾漁船に対し、拿捕を含む取締りを徹底すること、3番、先島諸島の南側の水域、取決め適用水域の拡大については、今後一切協議の対象としないこと。

これに対する回答は、64ページですね。64ページの②の1、漁業協定の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理というところで、こちらも継続と、一部内容の変更で回答があります。

それから、要望の4番、日台漁業取決め適用水域内において、①番、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めること、②番、操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めること、③番、台湾漁船のP I 保険への加入義務化を促すこと。

こちらへの回答が64ページの②の2となっております。こちらも、前年と同じような継続の内容で、水産庁と外務省の対応が記載されております。

続いて、要望の3つ目、10ページですね。1番、日中漁業協定の見直しについて、北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域が、日中漁業共同委員会の協議対象となるよう協定を見直すこと、2番、中国サンゴ網漁業、虎網漁業の規制について、協定の見直しが図られるまでの間、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止及び北緯27度以南への中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を確保すること。

これに対する対応は、65ページの2の④2の下段になっております。こちらについても継続で、前年と同じような回答が載っております。

それから、要望の3番について、海底に散逸する中国サンゴ網の除去、回収について。底魚一本釣り等の操業、船舶航行に支障を及ぼすサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

こちらは、65ページの中段ですね。

それから4番、中国公船による威嚇行為等の再発防止と操業の安全確保について。中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など、再発防止の徹底を図り、安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

こちらは68ページ、3の②3のほうに、内容が一部変更として、水産庁と海上保安庁から回答があります。

最後が、違法操業の取締強化に向けた対応について。1番、関係機関との連携強化。海上保安庁、警察庁及び水産庁との連携を強化し、県の漁業取締監督吏員とも適宜情報共有し、迅速に対応が図られるようにすること。2、漁業取締体制の強化。本県の漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を行い、十分な人員が確保できるように、制度面・財政面での支援

を強化すること。3、密漁された水産物の流通防止。市場や小売店などにおいて、密漁された水産物を主体的に排除するように、啓発活動を強化する。また、その実効性を持たせるために、違法漁獲物の流通に対する規制を強化すること。4、パトロール等への支援。地元漁協・漁業者が実施する密漁パトロールに伴う休業に対する費用や密漁防止看板の設置にかかる費用等に対し、国の補助等総合的な支援策を図ること。

こちらの対応が47ページ、48ページに、沿岸漁場の秩序維持というところで回答があります。これは、全国のものへの回答も含まれているので、47ページに関しては、シラスウナギとか、本県にはなじみのないようなところも回答になっておりますが、一部新規で、47ページの回答の4番ですね、コロナにより中止されていた令和4年度漁業監督公務員研修会を3年ぶりに開催し、法務省、警察庁、海上保安庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであるというところが、新規で追加されております。

それから、48ページも同じ密漁ものに対する流通防止ということで、新規で上がっていたのは、水産庁回答の4番と5番、本県に関係ありそうなところだと、5番の各種通知の発出やマニュアル等の作成を丁寧に行ったというところですよ。

これと、この要請に対する回答ではないんですが、関連するほかの海区からの要望に対する回答ということで、71ページのほうもご覧ください。

本県での密漁なんかでは、特に問題になっているスピアフィッシングとか、レジャーとの境目が難しい部分に関する要望と対応ということで、遊漁との漁業調整だとか、そういった部分で、一部水産庁からも、昨年と同じですが回答がありました。それから、遊漁との漁業調整のほうでは、71ページの中段の水産庁回答の3番、4番のほうで、新規に遊漁等の対応について回答がありました。

このような形で、今年度も前年に引き続いて4件要望課題を提出したいと考えております。

この4件に関して、何かご意見、ご要望なども踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○上原議長 ただいま、九州ブロックへの要望提案事項として、前年同様4件を予定しているということで説明がございました。

本件について、何かご質問とご意見がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○池田委員 議長。

○上原議長 池田委員、どうぞ。

○池田委員 これまで何年もこの要請をしているところなんです、今日は、この回答を見ると、全然それ、進展していないんですね。特に日中漁業協定の点については、これはもう何年も前から、水産団体もはじめ、外務省等についても要請をしてきたんですけれども、何ら進展していません。回答も同じような内容ばかりで、もうちょっと全漁連も、こういった九州地区が出す課題については、もうちょっと強く交渉していただきたいなというふうに思います。

○上原議長 これは、全国海区も含めて、全漁連のほうにも情報共有をしたいと思います。ありがとうございます。

ほか、ございますか。

特にご意見等ないようでございますので、ただいま事務局から提案のあったとおり、九州ブロック会議への提出議題として、昨年に引き続き4議案をブロック会議に提案するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 はい、ありがとうございます。

ご異議等ございませんので、第2号議案については、提案4題をブロック会議のほうに提案するというところで決定をいたしたいと思います。

[協議事項 ソデイカの採捕に係る委員会指示について]

○上原議長 議案としては以上でございます、次に協議事項に入らせていただきます。

協議事項 ソデイカの採捕に係る委員会指示についてを提案をします。

事務局のほうから説明をしてください。

○事務局(秋田) よろしくお願ひします。

協議事項1 ソデイカの採捕に係る委員会指示について、本件に関しては、例年ですと、8月に協議として委員会指示の内容を皆さんと協議して、その上で、9月の委員会でお諮りして審議するという流れだったんですが、すみません、私のほう、ちょっとスケジュールのミスがありまして、できれば今回の委員会で、特段異議がなければ、審議まで進めさせていただければと考えております。今回の委員会でまだ協議を継続すべきであろうということであれば、改めて委員会の指示の内容についてご審議いただく機会を設けたいと考えております。まず、その点をおわびさせていただきます。失礼いたしました。

改めて、議案の内容を説明させていただきます。

沖縄海区漁業調整委員会指示4第3号については、令和5年9月30日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

そこで、本県ソデイカ漁業者に指示の内容に関するアンケートを実施したところ、漁期と旗数に関する意見は、昨年とほぼ同様の結果となっております。

また、前回の委員会で水技センターから報告があったように、ソデイカの資源状況は低位・横ばいであり、資源の合理的利用の観点からも、小型イカへの漁獲圧を抑制することが望ましいとされています。

つきましては、アンケートの結果並びに研究情報を踏まえ、今期についても昨年と同様の指示を発動することについてご協議の上、ご審議願います。

また、審議の上は、今期のソデイカ漁業操業に関する県内漁業協同組合及び漁業者宛ての注意喚起文書の発出についてもご審議をお願いします。

まず、アンケートの結果について説明させていただきたいと思います。一部ちょっと画面共有をしながら説明させていただきます。

議案書のほうは、13ページをお開きください。

こちらが、今年度のアンケートの回答件数、漁協別と漁船のサイズクラス別に見た回答件数になっております。上から順に、浦添・宜野湾漁協から座間味漁協さんまで、全部で189名の方から回答をいただきました。漁船のトン数別に見ると、10トン以上が52名、10トン未満が137名となっておりますが、昨年よりもスケジュールの関係から回答率が減少しております。特に、例年回答が多かった糸満漁協さん、名護漁協さん、知念漁協さんからの回答が少なくなりました。

続いて、議案書の14ページですね。今回、幾つか質問をさせていただいたんですが、問いの1-1、資源量についての感覚を伺ったものに関する回答です。

図は、左から順に、回答者全体の回答の割合、真ん中が10トン未満、右が10トン以上の方の回答の百分率にした割合となっております。以降、この順番で回答を整理しております。

青で示したところは、資源については増えている実感があると回答した方、オレンジが、資源の変化については分からない、灰色が、資源は減少していると回答した方、それから、黄色はその他の回答です。資源に関する感覚としては、約6割の方が減少と感じている。状況について分からないとした方は3割程度なんですけれども、それ以外に、ごく一部の方で、

資源が増えている実感があるという回答をいただきました。その他の回答ですと、イルカの被害が多くなっているとか、資源の増減は分からないけれども、漁獲量の下げ止まりは、漁船規模の大型化や効率化によってもたらされているものではないかという意見がありました。

続いて、15ページ、ソデイカのサイズについての感覚についてです。先ほどと同じように、青が、大型個体がよく獲れるようになった、オレンジが、漁獲物のサイズ変化については分からない、灰色が、大型個体の獲れ具合は悪くなった。こちらの質問は、11月を禁漁にして、小型個体の採捕を減らすような取組をしておりますので、その効果について、漁業者の皆さんの感覚を伺ったものなんですけれども、多くの方がサイズの変化についてはまだ実感できていないというような回答となっております。

続いて、問いの2番、漁期に対する考え方ということで、今の漁期が12月から翌年の5月までなんですが、この漁期の考え方について、選択肢の中から選んでいただきました。バーの下から順に、青が、現行の漁期で特に問題がない、オレンジが、漁期の短縮をした効果を検討するため、現状維持で様子を見るべき、灰色が、現行の漁期は経営的には厳しいが、資源を持続利用する上では仕方がない、黄色が、資源の合理的利用のために漁期を短くしたほうがよい、ここまでの回答の凡例を赤枠でくくっていますが、これが現行漁期を支持する意見をまとめたもの。それから、今回の漁期に対する考え方の回答として最も多かったのが、濃い青で示した、奄美海区と漁期を合わせたほうがよいという回答は、特に10トン以上の大型船の方からの回答の中で目立っております。奄美海区は今、漁期が11月から解禁となっておりますので、沖縄海区も11月からにしてほしいとか、奄美のほうも沖縄海区と漁期を合わせてほしいという、そういった意見が多く寄せられておりました。

続いて、具体的な漁期の考え方、議案書の17ページのほうです。こちらについては、青色で現行の漁期、12月から5月の6か月間、オレンジで、漁期の開始を1か月早める11月から5月ですね。灰色が、漁期の開始を1か月早め、終了を1か月早める、11月から4月の6か月間、黄色が、漁期の開始を1月早め、終了を1か月遅らせる、一番初めの漁期となっております。漁期の考え方について、約半数の方が、青で示した現状維持を支持しておりました。一方、いずれかの形で11月の操業を望む意見も約半数と拮抗しております。

この回答の割合について、昨年アンケートも参考に見てみますと、現状維持を支持した割合は53%で、その割合はほぼ変化がありませんでした。

次に、18ページにあって、漁具ですね、旗数の考え方について。これはちょっと選択肢が多かったんですが、下から順に、現行の旗数で特に問題がない、オレンジが、旗数の制限は経営的には厳しいが、資源を持続利用する上では仕方がない、灰色は、制限がなくなると小型船には不利なので、現状を維持してほしい、黄色で、長期間操業すると旗をなくすことがあるので、予備を認めるか制限数量を増やしてほしい、青で、イカの質がよい時期に集中的に漁獲したいので、漁期を短くして、旗数制限を緩和してほしい、緑が、今よりたくさん獲りたいので、旗数制限を緩和してほしい、そしてその他となっております。

こちらについては、10トン未満の小型船と10トン以上の大型船でやや意見が分かれました。その他の意見も見ていくと、旗数の予備を認めるか増やしてほしい、旗数制限を撤廃してほしいというのが4件、漁業者の経営のことを考えれば、青ですね、イカの質がよい時期に集中的に漁獲したいので、漁期を短くして旗数を緩和してほしいというのが良案であると思います。それから、50海里以遠で操業する船が、帰る途中、50海里以内で操業できないので、50海里以内は操業を30本以内とし、旗数の制限を撤廃してほしい、それから、もっと制限を、せめて30本以内にすべきというような意見がありました。

これらについて、現状の旗数の制限を支持する意見と、旗数の制限緩和を求める意見で分けて見てみたものが、19ページのピンクと水色で分けた図です。ピンクでグループ分けしたのが現状維持を支持する方、水色が旗数の制限を変更してほしいという方です。全体の割合で見ると、約69%が現状維持を支持していますが、その割合は、小型船で見ると75%、大型船では52%となっております。やはり大型船では、操業期間が長いこともあって、旗数の制限について見直してほしいという意見が、割合が多くなっております。ただ、現状の旗数で何とかやっていこうという方が、いずれも割合でも半数を超えておりました。今後、さらに大型船や小型船での操業スタイルの違いを考慮して、検討していく必要があるということが、ここでも浮き彫りになってきました。

最後に、20ページですね。

○大城委員 すみません、ちょっと席を離れたいんですけれども、いいですか。

○上原議長 はい。

○大城委員 すみません、5分ほどで戻ってきます。

○事務局（秋田） 最後は20ページ、指示の期間について。これまで1

年単位で指示を更新しておりましたので、指示の更新の期間についても伺ってみました。こちらについては、約7割の方が1年単位での更新を希望しており、柔軟な指示の運用を図っていくべきだろうということが分かりました。

アンケートの結果の説明については以上となっており、続いて、21ページからが、更新を予定しております委員会指示の文案となっております。

こちらについては、昨年、現行の委員会指示とほぼ同じ内容で、指示の番号と期間を修正したものとなっております。

同じく26ページからが新旧対照表になっておりまして、変更した部分分かるようになっておりますが、指示の番号と、ごめんなさい、新旧対照表が、26ページが令和45年になっておりました、令和5年の間違いです。期間の変更をしたところでは、それ以外のところは変更しておりません。

以上でアンケートの結果と今期の委員会指示の案、指示の内容としては、令和5年10月1日から同年11月30日まで及び令和6年6月1日から9月30日までの間、ソデイカの採捕禁止、つまり、12月から翌5月までの禁漁期間という部分と、旗数に関しては、50海里以内では予備も含めて30本、50海里を超える場合は予備も含めて50本以内とするルールの指示となっております。

今回の指示の更新について、ご審議をまずお願いいたします。

○上原議長 ただいま、アンケートの調査結果の報告と、それを踏まえて、委員会指示を発行すべきなのかどうなのかというところの考え方について、各委員の皆さんのご意見をいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○当真委員 議長。

○上原議長 当真委員、どうぞ。

○当真委員 運営指示はそのままがいいんだろうと思うんですけども、1つだけ確認したいのが、糸満とか知念とかの回答率が減ったということなんですけれども、これはアンケート期間が短かったとかというのもあるんですけども、どちらでもいいよというウミンチュも増えたのかなという感じはするんですけども、それはどんなして事務局は受け取っていますか。

○事務局（秋田） すみません、漁民の方からの直接の意見は、残念ながらちょっと今回、私のほうからはお伺いできなかったんですけども、今回漁協の皆さんにも大変ご尽力いただいて、特に浦添宜野湾漁協さんとか、名護とか糸満の方は、直接回答してくださる方が少なかったので、電話をかけたりしていただきながら、何とか集めてこれだけというところだ

ったんですよ。なので、皆さんやっぱり、当真委員がおっしゃるように、なかなか回答へのモチベーションが高まらないというところも、あつたのかなとは思っております。

○上原議長　ほか、ご意見ございませんか。

池田委員、どうぞ。

○池田委員　今、説明がありましたアンケートの結果、やはり現状維持という意見が多数になっておりますので、私は今、出された案で、今年度、今期もその案でいったほうが良いと思っております。

なお、やはり、前からの課題ではありますけれども、奄美海区との操業期間を一緒にしたほうが良いという意見も多数ありますので、引き続き、その辺のところも、奄美海区と調整をしていただくようお願いをしたいと思います。

○事務局（秋田）　はい、ありがとうございます。

今回の委員会指示更新された際には、奄美海区のほうにも、当海区の委員会指示をお伝えすることになっております。その際に、アンケートの結果も説明しながら、やはり意見交換の中でも、沖縄海区と奄美のほうにも漁期合わせてほしいという話は、担当者同士の中でもしてきたところではあるんですが、やはり沖縄の漁業者の皆さん、こういう意見を持っている方が多いということは、しっかり伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○上原議長　ほか、何かご意見ございませんか。

（「なし」という声、あり）

○上原議長　特にないようなんですが、今回、この件については協議事項という形で上げているんですが、これは、また再度委員会を集めて協議をしても、多分アンケートの結果等からして、現状の委員会指示の継続が望ましいのではないのかなというふうに判断されますので、今回、この委員会指示については、この場で、協議事項ではなく議題として提案をさせていただいて、委員の皆さんのご承認をいただければ、このとおり委員会指示をまた継続発動したいというふうに考えますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「賛成」、「よろしいと思えますよ」という声、あり）

○上原議長　はい、ありがとうございます。

各委員の皆さん、特にご異議がないようですので、ソデイカの委員会指示の発動に対しては、協議ではなく、議題としてご承認をいただいたということで、発動するように事務局のほうで準備をしていただければと思い

ますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

では、次に、注意喚起ですね、もう一件ございますので、もうしばらく継続します。

○事務局（秋田） すみません、ちょっと段取りが悪くて、拙速な協議となってしまったんですが、委員会指示の更新についてご承認いただけましたので、附属して、議案書の36ページ、奄美大島海区におけるソデイカ漁業の操業に関するお願いという文書を、委員会のほうから各漁協さん、漁業者の方に発出したいと考えております。

こちらは、後ほど報告の中でも説明するんですが、奄美海区との意見交換会も踏まえて、ソデイカのルールに関して、いま一度沖縄海区の皆さんに周知させていただきたいというところがあって、今期もこのような文書を発出する計画でおります。

内容を読み上げさせていただきます。

少し省略しまして、沖縄海区漁業調整委員会指示により、令和5年12月1日から令和6年5月31日までと定められております。隣接する鹿児島県奄美大島海区の漁期は、令和4年より沖縄海区と足並みをそろえて6月を禁漁としていますが、11月については、従前と変わらず禁漁とはなっていません。

当委員会といたしましては、より効果的な資源管理を行うことを目指し、本年8月に奄美大島を訪問し、意見交換会を実施するなど、働きかけを続けているところです。

現在、沖縄海区におけるソデイカの漁獲量は、奄美海区の6から10倍程度と圧倒的に多く、また漁船規模も当海区のほうが圧倒的に大型・高性能であることから、ソデイカ漁業及び当該資源の管理については、当海区がリードして進めていく必要があります。そこで、沖縄海区のソデイカ漁業者の皆様には、以下の2点についてご理解ご協力を賜りたく存じます。

- 1、当海区が禁漁の11月に、奄美大島海区での操業を自粛すること。
- 2、旗を30本以上搭載した船は、奄美諸島周辺50マイル以内において操業しないこと（沖縄海区及び奄美大島海区の委員会指示違反に該当）。

こちら、先ほどの旗数制限の話は、当海区だけじゃなくて、奄美大島の海区委員会指示でも制限事項となっておりますので、これをしっかり認識して守っていただきたいという部分です。

この2件について、注意喚起文書を出すことについても、ご意見いただいた上でご審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○上原議長　これは、協議でいいんですよね。あえて議案ではないの？

○事務局（秋田）　はい、ご意見があれば。

○上原議長　今、説明がありましたが、奄美との関係性も考えた上で、各沖縄の内部に対して、こういう注意喚起を図る文書を発出したいということで予定をしておりますが、この件について、各委員の皆さんのご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、八前委員、どうぞ。

○八前委員　文書を出すことはいいと思うのですが、奄美海区との話の中で、無線の交信のワット数を合わすという話があったんですけども、これについては、無線局を通じて本漁期に間に合うように、ちょっと海区の事務局としても働きかけをお願いいたします。

以上です。

○上原議長　はい、事務局。

○事務局（秋田）　ありがとうございます。後ほどの報告の中で、もう一度報告させていただきますが、無線協会と今後話を詰めていって、今期の操業に間に合うように調整をしていきたいと思っております。

この文書の中では、ごめんなさい、その無線の件については言及できておりませんが、今漁期に間に合うように進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○上原議長　はい、ほかございませんか。

○大城委員　いいですか。

○上原議長　はい、大城委員、どうぞ。

○大城委員　大城です。

委員会指示で、各組合のほうに出すということで、私もちょっと話しかねるんですけども、当海区禁漁の11月、奄美大島は操業を自粛することって書いてありますよね。

そのことについて奄美の皆さんが11月からやることに対して、やっぱり現場の人たち（沖縄の漁民）は大分不満があるようで、果たして我々沖縄海区漁業に、この11月、この文言、それは大分反発が来るんじゃないか、あまりいいあれじゃない、ちょっとその辺は皆さんに聞いてみないと分からないんですけども、やっぱり現場に立つ人間からの率直な意見として、もう少し、皆さんの意見を聞きたいと思っておりますけれども。僕としては、この1番のほうは外したほうがいいんじゃないかなと思います。

以上ですが。

あと、八前委員からの最初の無線のほうですが、たしか25ワットとか10

ワットという無線があつて、あれは、チャンネル変えて周波数を全部合わせることで、確かチャンネルは限定されているはずなんです。奄美の皆さんの周波数とマッチしていればいいんですけれども、電波法か何かで周波数を充てるということができないはずなんで、その辺がちょっと、専門的な部分になるんで、その辺の調整もしながら、共通無線というのもあるんですけれども、周波数がばらばらで、チャンネルを合わせられないという、電波法とかいろいろあつて。だから、その辺も一応、無線の共有の仕方は考えてもらいたいと思います。

以上です。

○事務局（秋田） はい、ありがとうございます。

まず、ご意見あつた文書の内容については、ここで原案出させていただいたんですけれども、内容を関係者の方からもご意見伺いながら、もう少し検討した上で発出したいと思います。

無線機については、向こうの船もほとんど1ワットを装備しているんですね。こちらから行く船のうち、1ワットを積んでいる船に関しては、操業に行った際に、何かしらの方法で連絡が取れるようにということで、何もないよりはましというぐらいなのかもしれませんが、現状よりもコミュニケーションを図る方法を検討するために、まず1ワットでの交信のチャンネルを合わせることにについて、今回意見交換の中で話をしてきました。

ですので、無線協会さんとも、どのチャンネルを使っていくかという具体的な話を今後して、向こうに行った際には、沖縄の船で1ワットを持っている方は、このチャンネルでこの時間帯に呼びかけをしてくださいよというような形で、周知をすることになるかと思ひます。

○大城委員 1ワットの利用ですね。奄美辺りにほとんど行く、喜界島思うんですけれども、1ワット持っている漁船は少ないと思ひますので、ちょっと調べてもらいながら、あれするようにしてくださいね。

恐らく、1ワット無線持っているのは、本当に少ないと思ひます。糸満のほうでも、1ワットの無線を、奄美まで行くような船で1ワット搭載しているというのは、本当、ちょっと聞いたことがないんで。昔からの旧型の無線機そのまま残している船はあるかもしれないんですけれども、現状がそういった感じなので、ちょっと調べながら提案するように、よろしくお願ひいたします。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

○上原議長 ありがとうございます。

ちなみに、今回は、委員会からこういう会員向けのお願ひ文書の発出と

いうのはあったんですか。

○事務局（秋田） はい。私が確認した限りでは、令和2年以降、毎年このような内容で、11月に操業を計画している船があるという情報があって、自粛するようにお願いする文書を出していました。

○上原議長 はい、ありがとうございます。

この件については、来月、10月の委員会でも十分ですよ、間に合いますよね。

○事務局（秋田） はい。

○上原議長 この場で決定ができなければ、大城委員が話されたように、地元のほうでも一応意向確認等も行いながら、鋭意進めていきたいというふうに思っていますし、この文言が出たら、11月、沖縄船は奄美海区で操業していいのかというところを、やはりそれは控えるべきじゃないかというような判断の下で、これ、委員会が出すべきなのか、各漁協、系列が出すべきなのかというところはあるかと思いますが、そこは、来月の委員会でもうちょっと協議をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

いいですかね。

○事務局（秋田） はい、ありがとうございます。

○上原議長 来月に、これもう一度協議させてください。

〔報告事項1 クロマグロ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について〕

○上原議長 次に進みます。

次、報告事項について、これは、1、クロマグロの知事管理漁獲可能量の変更についてから、報告事項、順次報告をお願いします。

○事務局（紫波） 議案書の37ページのほうをご覧ください。

クロマグロ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について。クロマグロ（小型魚）及びクロマグロ（大型魚）に関する令和5管理年度の知事管理漁獲可能量については、令和5年3月10日付で設定・公表し、さらに国からの追加配分及びその修正を受けて、令和5年5月2日、同23日付で変更を行っております。

クロマグロ（大型魚）については、8月1日より後期の管理期間（8月から翌3月まで）が開始されたところですが、前期（4月から7月まで）の漁獲実績の確定に伴い、前期の余剰枠を後期へ繰り越すなど、所要の変更手続を行う必要があることから、漁業法第16条第5項の規定に基づき、

沖縄県資源管理方針に定める配分の基準に即して、クロマグロに関する令和5管理年度の知事管理漁獲可能量を変更したので、報告します。

次の39ページをご覧ください。

変更の概要なのですが、右側の表が変更前の知事管理区分の漁獲可能量の内容となっております。前期の知事管理漁獲可能量は146.2トンだったんですけれども、こちらのほうが、前期の漁獲実績が151.3トンに確定しましたので、下の変更後のほうに変えております。前期の漁獲可能量は、上の表の146トンなんですけれども、漁獲実績が漁獲可能量を5.1トン超過していることから、右側の留保枠から前期の漁獲可能量へ充当しております。

そして、前期の留保枠13.7トンのうち、8.6トン、こちらのほうが未利用枠として残っているため、その全量を後期の漁獲可能量に充当するとして、1.0からプラス8.6トンで、後期の知事管理漁獲可能量が9.6トンということになっております。

こちらのほうの知事管理漁獲可能量の変更手続においては、海区漁業調整委員会の諮問・答申については、変更の対応について、令和5年3月の海区委員会について諮問済みでございます。また、農林水産大臣の承認としては、この知事管理漁獲可能量内の変更は軽微な変更となっておりますので、こちらのほうは報告済みでございます。

(3) 県ホームページでの公表でございますが、40ページをご覧いただいたとおり、令和5管理年度知事管理漁獲可能量の変更についてということで、県水産ホームページにて公表済みでございます。

以上で報告終了いたします。

○上原議長 今、報告事項1について、何か委員の皆さんから聞きたいところとかございますか。

確定値の報告ですので、特に何かあれば後でも結構ですので。

[報告事項2 ソデイカ漁業に関する奄美海区との意見交換会について]

○上原議長 次の報告事項、お願いします。

○事務局(秋田) 報告事項2、議案書の41ページをご覧ください。

先日、8月22日、23日で、私と上原会長、それから八前委員で奄美大島を訪問して、意見交換会を行ってきました。その概要について報告させていただきます。

ソデイカ漁業における、海区をまたいだ操業におけるトラブル解消や、実効性のある資源管理推進のため、令和5年8月22日に奄美大島海区並び

に喜界島の漁業関係者と意見交換会を実施しました。

意見交換会での議論の概要について報告します。

沖縄海区、上原会長より、奄美海区が令和4年から6月漁期を禁漁としたことに対するお礼と、喜界島周辺での沖縄漁船のルール違反に対するおわびを申し上げました。

それから、奄美海区からは、旗数制限の遵守を求める意見のほか、50マイル以内での操業禁止（50マイル以内は予備を含め30本以内というルールなので、そもそも50本以上旗を持った沖縄の船が操業しているというのは違反）になるので、それについても徹底して指導してほしいという意見がありました。

旗数制限については、沖縄県内でも緩和を求める意見が出ていますが、指示の改正に当たっては、常に奄美と相談しながら進めていく方針を確認しました。沖縄だけ進めるわけじゃなくて、常に相談しながら進めていきたいと思いますというところです。

それから、向こうの意見としては、船舶のサイズが小さい喜界島や奄美諸島の漁業者にとって、11月は天気が荒れる日が多いので、10日ほどしか操業できず、実質的に20日は禁漁しているような状態であるというような意見がありました。

また、1ワット無線で沖縄と奄美共通のチャンネルを設定し、相互通信体制を整える方針についても確認しました。

最後に、今後も対面での意見交換を継続することについて、両者で確認しました。

前回の海区で、山内委員のほうから指摘があったんですが、沖縄海区が禁漁期間に設定している11月に、鹿児島から沖縄の競りにソデイカが出荷されることを自粛するよう要請するべきだという意見がありましたが、これについては、事務局同士の事前調整の中で、奄美諸島からは出荷していないというお話をいただきましたので、この意見交換の中でこの話を出しても、ちょっと話がかみ合わない可能性があるということだったので、この話に関しては、意見交換の中では話題としませんでした。

意見交換の議事録については、添付資料の2のほうにまとめておりますので、こちらは、お時間のある際にご覧いただければと思います。

報告事項としては以上です。

報告3については、すみません、先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

以上です。お願いします。

○上原議長 報告事項1～3のうち、3については議案のほうでやっていたので割愛をさせていただきましたが、報告事項について、何か各委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたら。

ございませんか。

○大城委員 議長。

○上原議長 はい、大城委員。

○大城委員 前々回ですか、山内委員のほうから、鹿児島本土からの市場の水揚げ、奄美大島というか、市場の水揚げ、出荷だと思うんですけども、仲買さんのほうで送って、仲買さん名義で水揚げしていないかというのは、そういうのは確認していませんか。

○事務局（秋田） 内容については確認しました。鹿児島本土のほうから、ヤマミ水産さんから那覇地区のほうに水揚げがあったもので、その産地については分からないんですが、奄美海区のほうからは、奄美諸島からは送っていないというふうに伺っております。

○大城委員 そこなんです。流通の仕組みなんですけれども、一旦鹿児島の業者に引き取ってもらって、それが、沖縄は高いだろうという判断で、間接的に、ワンクッションおいて来るという流通の仕方があるんで、奄美じゃなくて、宮崎も大分の一部もやっていますんで、そこからかも分からないんですけれども、そのようにもう少し追って行って、本人たちは、あくまでも鹿児島で出荷を終わっているということで、業者さんがやっぱり商売なんで送った可能性もあるんで、その辺をちょっと追って行って、どういうルートで来ているのかというのは、調べられるのであれば調べてほしいですね。宮崎、大分も、やっぱりソデイカ漁、同業者いるんで。お願いします。

○事務局（秋田） はい、ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

○大城委員 あと1つ、さっきの僕の意見で、沖縄は12月からのスタートなんですけれども、さっき11月から奄美方面は操業しないようにということで、鹿児島海区に入ったら、これ、適用にならないんですか。漁船に対して、ソデイカの操業を適用するんですかね。

例えば、沖縄の船が鹿児島、奄美大島より鹿児島海域に行って操業しても、これは違反にならないんですか。この辺の絡みが、海域なのか、それとも沖縄に籍を置いている船をあれにするのか、この辺が、解釈がちょっといまいち分からなくて。すみません、ちょっと知識不足で。その辺の解釈をどうしたらいいのか。

○事務局（秋田） 委員会指示に関しては海区のルールなので、おっしゃるように、その海区のルールです。奄美海区では11月からとなっておりますので、仮に、沖縄の船が11月から奄美で操業したとしても、奄美海区の委員会指示違反にはなりません。沖縄海区が11月を操業ストップしてやっているというのは、やはり資源維持の観点からどうしても、皆さん気持ちは一緒だと思います、しけがない時期に早くから操業したいというところは同じだと思うんですけども、なるべく小型のイカを獲らないで資源を守って、いこうという意図を守って、11月禁漁というのは進めてきたところなので、そういう意味で自粛をお願いしたいというところです。

○大城委員 すると、結局、指示やルール違反とか、罰則規定にははまらないという考え方でいいんですかね。

沖縄海区を超えれば、11月だろうが何だろうがやっていい、水揚げもできるという。罰則規定というか、どういう違反ときちっと、範囲内であればやっぱり、何か今のを聞くと、奄美でだったら仕事できるんだねみたいな感じに、ちょっとあれするんですけども、この辺をちょっと分かりやすくあれしないと。

やっぱりちょこちょこ聞こえるんですよ、やっぱり11月からやっている、皆さんもちょっと報告は受けていると思うんですけども、それはやっぱり皆さん、12月からやるというので、県内の漁業者としての不平不満も出ているし、この辺も何とか打開策をつくらないと、将来的にもちよつともめごとの種になりそうで。その辺をもう少し、ちょっと私の知識不足かもしれないけれども、分かりやすいように説明はしてもらえたらと思います。

○事務局（秋田） 厳密には、恐らく違反にはならない、沖縄の船が11月に奄美で操業しても違反にはならないかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、資源の持続利用というところで11月禁漁を進めていますので、そういう意味でもちよつと、苦しいところはあるんですけども、沖縄はやっぱり資源の利用の面でも大きな部分を担っていますので、その沖縄が、やっぱり率先して11月禁漁を守っていく、それから、奄美に漁期を合わせてもらうというのも、その先の話だというふうに思っておりますので、大変苦しいところではあると思うんですけども、引き続き自粛のところはご協力いただけないかなと思います。

それから、取締りの面でも、やはり11月に仮に水揚げしてしまった場合、それが奄美のものだよというのを証明するのもなかなか難しいことなのかなと思いますので、そういった実際の実地の取締りの面でも困ったことになるのかなというふうに思っております。

○大城委員　そんなに件数が多いわけじゃないんですけれども、出荷している仲買人さん、業者さんのほうには、産地の提示、それが簡単なことです。そんなに頻繁に起こるわけじゃないから、問題にはならないと思うんですけれども。ただ、そのまま放っておくと、やっぱり何らかの形で増える可能性があるんで、その辺はちょっと止めてほしいですね。

やっぱりなかなか、今聞いてみると、判断に難しいというか、やっぱり罰則規定とか、そういったものを設けられなくて、やっぱり我々、現場にいる人間がいつももめて、トラブルのところはその辺にあるのかなと思うんで、難しいところではあるんですけれども、将来的にかけて資源をとか、やっぱり我々がきちっと仕事をできるような形がつかれるように、いろいろと案をつくって、前向きにいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局（秋田）　ありがとうございます。

○八前委員　会長。

○上原議長　八前委員、どうぞ。

○八前委員　今の委員会指示の漁期の考え方なんですけれども、沖縄海区として、今期、12月からですよという話があると思うんですけれども、これって、僕は、今の秋田さんの回答ではなくて、沖縄県に所属している漁船に対して、沖縄海区から指示が出ているものだとして理解をしているんですけれども。ということは、沖縄の漁船というのは、11月は操業できないよねという認識を持っているんですけれども、今の回答だと、沖縄漁船でも、奄美に行っていれば操業できますよということになってしまうので、そこはおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、沖縄海区で指示を出しているわけだから、県内の漁船に対して指示を出しているという認識だと思うんですけれども。

なぜ、さっきの文書にもあったように、11月は奄美海区で操業しないでほしいというのは、向こうの海区の人からも、いや、沖縄の船は12月から操業ですよと。だから、11月、ここに来て操業しているのはおかしいんじゃないですかということをおっしゃったので、ああいう書きぶりになっているのかなというふうに僕は理解しているんですけれども、そこはどうでしょうか。

○事務局（秋田）　海区委員会指示の適用される範囲が、その海区に所属する船なのか、そのエリアなのかというところは、ごめんなさい、私はエリアというふうに認識していたんですが、ちょっとこの場で明確な回答は避けさせていただいて、一旦詳しくもう少し調べてまいりますので、そ

の件について次回、正式に回答させていただいてよろしいでしょうか。

○八前委員 そうしたら、指示が出せない状況。

○池田委員 会長、よろしいですか。

○上原議長 はい、池田委員どうぞ。

○池田委員 今回の意見ですけれども、これ、以前から逆の立場で我々は考えていて、例えば、沖縄が12月、奄美が11月ということになれば、沖縄海区内で奄美の漁船は操業できるんじゃないかというふうなこともあって、やはり禁漁期間や操業期間は統一したほうがいいということで、これは以前から奄美と協議してもらいたいというふうなことで、これまでも海区内でいろいろ調整をしてきたという経緯があります。

例えば、今意見があったように、11月から沖縄の漁船が奄美海区内で操業した場合、これ、法的に違反になるかといえ、法的に取り締まることはできないと思うんですよ。逆に、奄美の漁船が沖縄海区内で11月から操業したからといって、これを法的に取り締まれるかという、できないはずなんです。ですから、その辺が問題があるので、以前から奄美と沖縄海区内の操業期間は統一したほうがいいんじゃないかということで、これまで何回か当委員会でも意見が出されていたという経緯があります。

ですから、この公の海で、奄美だけじゃないですよ、ほかの各県から操業に来て、これ、取り締まることはできない、そういう法的なあれができないんですよ。それは非常に難しいんで、できるだけ私は、ずっと以前から奄美海区内との操業期間を統一してもらいたいと意見を、今まで述べてきたという経緯があります。非常にこれは難しいことであるんですけれども、ぜひその辺の話合いを進めていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○上原議長 はい、ありがとうございます。今日、委員の中での認識の違いというのもあると思いますが、私も事務局からの説明のとおり、沖縄海区内の範囲内が、沖縄海区内委員会の指示が及ぶ範囲であって、奄美のところまでは及ばないのと、あともう一個、船に関して委員会指示が、船ですね。この沖縄海区内の船は、他地区に行っても縛りがかけられるというのは、私はちょっと違うのかなと。そこは法的にどうなのかというのは、もう一度ちょっと勉強させていただきたいと思っておりますし、先ほど池田委員が言ったみたいに、奄美が11月オーケーなんだから、沖縄の海に11月に操業してもいいんじゃないかというような、逆の立場で言われてしまうと、これ、とてもじゃないですけれども、管理ができなくなってしまうというところが

あるので、そこは、もう一度皆さん慎重に、もう一度しっかり認識を1つにしたほうがいいと思いますし、この件、ちょっと順序よく、次回までにそのあたりの考え方を少し整理していただきたいと思います。

せっかくですから、ついでに、今、池田委員が漁期を統一してほしいというお話がありましたので、前回の会長と委員の皆さんから奄美のほうにお願いに行きました。それで、奄美は6月を一応禁漁期にするということで、11月は残念ながら合意をしていただけなかったんですが、6月は禁漁期にさせていただきました。今回、報告書、議事録は見ているんですが、そこにはない懇親会の中で、奄美、喜界の皆さんも、やはり沖縄側と合わせたほうがいいという考えは持たれているようでした。奄美も12月からということもいいのではないかという話をされる方もいらっしゃいましたけれども、そこはまだ、内部での統一的な意見はないので、こちらは奄美に対して、同じにしましょうってお願いをしている以上、やっぱり奄美の皆さんを刺激するようなことはやめたほうがいいんじゃないかなというふうに、私は思っています。

今後、お互い隣同士ですから、しっかり連携しながら、トラブルのないような操業ができるように、今後とも調整はさせてもらいたいと思いますので、次回までにちょっと、今の質問があった考え方は、事務局のほうから報告をさせていただきながら、またいろいろ皆さん、みんなで共有をさせていただければと思います。

これは、引っ張るとずっと広がっていきますから。

ほかに何かございますか。

○池田委員　　もう一点、はい。

○上原議長　　はい、池田委員どうぞ。

○池田委員　　事務局に確認したいんですけれども、この海区、奄美海区あるいは沖縄海区、この海区の線引きというのは、事務局はちゃんと分かっているのでしょうか。その辺ちょっと、沖縄海区は、何度線から何度線までなのか、その辺、27度線というのは分かるんですけれども、東側、例えば大東島から東何マイルまでが沖縄海区なのか、南は波照間からどれぐらいが沖縄海区なのか、その辺の線引きというのは、事務局のほうは把握しているのでしょうか。もし分かるのであれば、教えていただきたいと思いますが。

○事務局（秋田）　　申し訳ありません、次の会議がありますので、手短かに説明させていただきます。

海区の線引きは、おっしゃるように米軍統治下で27度線というのは暫定

的に定められているんですけれども、定義が、その地先の海域としかなくて、厳密な境界線はありませんので、そのあたりは取締りの面からも難しいところはあるというふうに認識しております。

○池田委員 はい、わかりました。

○上原議長 では、もう一度。

○赤嶺委員 手短にやります。

この報告書の中の意見交換会の中で、奄美海区の大島海域の東側、これは、双方の海区の旗数をオーバーしていますよね、これを読むと。旗数制限というのが守られていないとする、60本以上とか70本とか。

これ、やり出すとどこまでも続く。次のあれで、議案としてやってもいいんじゃないかねと思いますけれども。

以上です。

○上原議長 すいません、いろいろまた意見がたくさん出ている中ではあるんですけれども、次の会議が、ここ、予定もあるそうですので、今日は少し、一応締めさせていただきます、次回またしっかり時間を取って協議をさせていただければと思いますので、それでよろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 はい、ありがとうございます。

取りあえず、これで議事については終了しますので、進行を事務局にお渡しします。

事務局、お願いします。

○事務局（紫波） 本日はありがとうございました。

次回の海区は、10月13日金曜日に、今回と同じ県庁6階第2特別会議室での開催を予定しております。

本日はどうもありがとうございました。

○上原議長 皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

令和5年9月8日

議長

議事録署名人

議事録署名人